

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン取扱要領

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県の観光関連産業が大きな影響を受けていることから、宿泊代金や旅行商品の割引等を実施することで、県民による県内流動を促進し、観光消費の拡大を図ることを目的とする。※国の地域観光事業支援を活用

（事務の取扱）

第2条 本キャンペーンの実施にあたり「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン事務局（以下、「事務局」という。）を設置し、事務の取り扱いを行う。

（対象期間）

第3条 本キャンペーンの対象期間は、次のとおりとする。ただし、対象期間中であっても予算に達し次第終了となるほか、今後の感染状況及び執行状況等により、事業期間及び販売期間を変更または一時的に停止することがある。

（1）宿泊商品及び宿泊を伴う旅行商品

令和3年4月3日宿泊から令和3年12月31日宿泊(令和4年1月1日チェックアウト)まで

※ただし、令和3年10月31日までに予約・販売されたものに限る。

（2）日帰り旅行商品

令和3年4月3日から令和3年12月31日まで

※ただし、令和3年10月31日までに予約・販売されたものに限る。

（割引給付金の交付対象者）

第4条 割引給付金（以下「給付金」という）の交付対象者は、次のいずれの要件も満たす者であって、事務局に本キャンペーンの参画申込みを行い、承認された者とする。なお、要件を欠くにいたった場合等には、県及び事務局は承認を取り消すことができるものとする。

（1）県内に本店、支店又は営業所を持つ旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた旅行者（以下、「旅行者」という。）及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により秋田県知事または秋田市長の許可を受けた者、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により、秋田県知事または秋田市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を営業する者を除く者（以下「宿泊事業者」という。）であること。

（2）宿泊施設向け新型コロナウイルス対応ガイドライン等、感染症対策に係るガイドラインを遵守でき、新型コロナウイルスの感染症対策に取り組めること。

（3）事務局より配分された割引給付配分額について、適切な管理ができること。

- (4) 地域限定クーポンを適切に保管及び管理できること。
- (5) 本キャンペーンに関する帳簿及び証拠書類を整備し、当該キャンペーン実施年度の翌年度から5年間保管できること。

(給付金の交付対象商品)

第5条 給付金の交付対象商品は、県内在住の方を対象として、参画宿泊事業者が販売する宿泊商品及び参画旅行業者が販売する宿泊を伴う旅行商品又は日帰り旅行商品のうち、県内旅行を行うものであって、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊商品

参画宿泊事業者が販売する宿泊サービスを含む商品。ただし、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（客室利用のないプラン）であるものは対象外とする。

(2) 宿泊を伴う旅行商品

募集型企画旅行、受注型企画旅行または手配旅行であること。また、宿泊に準ずるものとして、クルーズ船（秋田県以外に寄港地がなく、秋田県内発着に限る）も本事業の給付金の給付対象とする。ただし、鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等の、払戻手続き等を取ることによって割引前の金額の返金を受け、不正に給付金を受給することができるものは対象外とする。（販売個所以外で払い戻しができないよう適切に管理できるものは対象とすることができる。）

(3) 日帰り旅行商品

(i) 次の条件を満たす商品であること。ただし、社会通念上、当該商品が2地点間の移動のみを主たる目的とする場合及び地域での消費喚起にほぼ裨益しないと評価される場合を除く。

- ① 同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと。
- ② 旅行先で「運送サービスを提供する者」以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービス等を含むこと。

(ii) 次に定めるものは、日帰り旅行商品の対象外とする。（代表的なものを例示）

- ① 運送サービスのみ
鉄道乗車券+乗船券、地域周遊きっぷのみ、及び往復バスの乗車券のみ
- ② 同日中に発地に戻ることが予定されていないもの
目的地までの片道のバス乗車券と食事
- ③ 地域での消費に寄与しない組み合わせ
往復の乗車券と車中でのドリンク引換券、往復の航空券と出発空港でのお弁当引換券、往復のバス乗車券と現地の無料観光施設（公園等）入場

(4) 宿泊代金・旅行代金に含められないもの（代表的なものを例示）

(i) 換金性の高いもの

- ① 金券類
QUOカード等のプリペイドカード、商品券

② 乗車券類

鉄道の普通乗車券・特急券・回数券、航空券

③ 収入印紙及び切手

(ii) 上記のほか、給付の対象外とするか否かは、個別具体的に判断することとし、その基準・考え方については以下のとおり明確化する。

- ・観光を主たる目的としていること
- ・感染拡大防止の観点から問題がないこと
- ・旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
- ・旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること

(給付金給付額)

第6条 給付金給付額は次のとおり。

- (1) 給付金給付額は、宿泊及び宿泊を伴う旅行及び日帰り旅行での一人当たりの旅行代金の2分の1相当額または、5,000円を上限にどちらか低い方を旅行代金から7泊数を上限として給付することとし、別表1のとおり給付表を定める。
- (2) 1回の宿泊及び宿泊を伴う旅行及び日帰り旅行にて自己負担額に応じて秋田県内の加盟施設にて利用できる地域限定クーポンを、一人当たり最大2,000円を上限として給付することとし、別表2のとおり給付表を定める。
- (3) 事業期間中であれば給付金の対象となる商品の購入回数に利用制限は設けない。
- (4) 地域限定クーポンは、令和3年4月16日以降に開始する旅行から配布する。
- (5) 地域限定クーポンは、原則として給付対象となる商品の販売者が旅行者に配布する。
- (6) 販売者(旅行会社及びOTA)が地域限定クーポンを直接旅行者に配布できない場合、配布されるべき地域限定クーポンの付与額又は枚数等を当該宿泊施設に対して正確に伝達を行い、宿泊施設より依頼の了承を得たうえで、地域限定クーポンの配布を行うことができる。伝達手段は、必ず記録が残る方法を用いることとする。

(給付金の給付対象となる商品の購入者(旅行者)が遵守すべき事項)

第7条 本事業の給付金の給付対象となる商品を購入する旅行者は、旅行に際して次の事項に同意するものとする。

2 旅行者ご自身及び観光関連産業の従事者への感染を防止するために必要不可欠な措置であるため、次の事項に同意及び協力できない場合には、キャンペーンの利用を認めないこととし、事務局より給付金の返還を請求することがある。

①感染対策

- ・旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合及び風邪症状がみられる場合には、宿泊施設近隣の医療機関等の指導に従うこと。また、スマートフォンを利用している方は接触確認アプリを積極的に利用すること。
- ・旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。宿泊施設のみならず、旅先の

あらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為も避けること。

- ・宿泊施設等で行う旅行者の本人確認について、同行者も含め全ての参加者が必要となるため、免許証などの本人確認書類を必ず持参すること。
- ・検温の際、37.5度以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機するほか、宿泊施設近隣の医療機関、及び宿泊施設等の従業員の指示に従うこと。
- ・割引給付について、不当な利益を得るために不正申告や不正受給は行わないこと。

(参考) 本人確認に必要な書類

例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書、健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等、学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

②その他

- ・収集された個人情報の利用について、本キャンペーンの適切な運用管理等のため、秋田県及び事務局、その他必要に応じて官公庁等に提供されること。
- ・対象期間中であっても予算に達し次第終了となるほか、今後の感染状況及び執行状況等により、事業期間及び販売期間が変更または一時的に停止することがあること。

(その他細則)

第8条 この要領に定めるもののほか、本キャンペーンの運営上必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月3日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月18日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月27日から施行する。

別表1

宿泊割引代金給付表

一人当たり1泊の宿泊代金総額 または一人当たりの旅行代金総額 (消費税・入湯税を含む)	割引額
0～1,999円	対象外
2,000～2,999円	1,000円
3,000～3,999円	1,500円
4,000～4,999円	2,000円
5,000～5,999円	2,500円
6,000～6,999円	3,000円
7,000～7,999円	3,500円
8,000～8,999円	4,000円
9,000～9,999円	4,500円
10,000円～	5,000円

別表2

地域限定クーポン給付表

割引適用後の旅行代金	地域限定クーポン
0～1,000円	対象外
1,001～2,000円	1,000円
2,001円～	2,000円

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン
地域限定クーポン 取扱要領

1. 「旅して応援！」あきた県民割事業 地域限定クーポンの概要

(1) 地域限定クーポンについて

- ①名 称：「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン 地域限定クーポン
- ②発 行 者：秋田県
- ③発行形態：紙媒体のクーポン（以下「紙クーポン」という。）
- ④発行券種：券種 1,000 円 1 種類
- ⑤有効期間：令和 3 年 4 月 1 6 日～1 2 月 3 1 日（令和 4 年 1 月 1 日チェックアウトまで）
※有効期間より前に開始する旅行については地域限定クーポンを付与しない。
※旅行期間中に限り利用可能とする。
※「旅して応援！」あきた県民割事業販売期間の取扱いに準じて地域限定クーポンの配布及び利用の全部又は一部を停止または延長することがある。
- ⑥配布方法：本事業への参加登録を行った旅行業者等又は宿泊施設を運営する者が旅行者に配布する。
- ⑦利用エリア：秋田県内
※新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、特定の地域において地域限定クーポンの配布及び利用を停止することがある。
- ⑧利用可能店：「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン事務局（以下、「事務局」という）の登録を受けた店舗（土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関など。以下同じ。）
- ⑨給 付 額：1 人 1 泊（日帰りは 1 回）あたり 2, 0 0 0 円を上限

(2) 地域限定クーポンの配布方法

<旅行業者等に旅行の申込みをした場合>

- ・店頭販売の場合は、旅行業者等が旅行者に紙クーポンを配布する。
- ・オンライン予約サイト（WEB）で宿泊施設を販売する場合は、旅行者が現地決済をする場合に限り、旅行業者等は、宿泊施設にクーポン枚数を報告の上、宿泊施設を経由して地域限定クーポンを配布することができる。
※配布すべき紙クーポンの額又は枚数等を旅行者及び宿泊施設に対して正確に伝達した上で、宿泊施設に依頼し了承を得て、宿泊施設において紙クーポンの配布を行う。
※旅行の申込みがキャンセルされた場合又は旅行代金が減額変更された場合（旅行開始後の場合も含む）には、旅行業者等の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める。

<宿泊施設に直接宿泊の申込みをした場合>

- ・宿泊施設がチェックイン時に旅行者に紙クーポンを配布する。チェックイン後に宿泊内容

の変更等（例：滞在日数の短縮）があった場合であって地域限定クーポンの付与枚数が減少する場合には、宿泊施設の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める。

※事務局は、本事業に登録済の旅行者等や宿泊施設に対して、あらかじめ一定数の紙クーポンを配送する。不足が見込まれる場合には、旅行者等又は宿泊施設からの事前連絡に基づき、事務局から追加配送を行う。

※旅行者等や宿泊施設は、旅行者に紙クーポンを配布する前に、有効期間を手持ちのスタンプ等により記載した上で、旅行予約ごとに、旅行予約を特定する番号や契約者名等とともに、配布する紙クーポンの券番号（紙クーポンの表面下に記載された6桁の数字）を記録・保管する必要がある。

（3） 地域限定クーポンの取扱いに関する留意事項

- ・地域限定クーポンは商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・地域限定クーポンと現金の交換は禁止
- ・地域限定クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない
- ・地域限定クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する
- ・地域限定クーポンを利用して購入した商品又はサービス（以下「商品等」という。）の返品の際の返金は不可
- ・地域限定クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者及び事務局は責を負わない

※地域限定クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合があります

（4） 地域限定クーポンの利用対象にならない商品等

観光地における消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下の商品等については、地域限定クーポンの利用対象としない。

A 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）

B 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、飲食店等が独自発行する飲食券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

C たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）

D 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

E 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い

F 会費、商品及びサービスの引換金代金

G 現金との換金、金融機関への預け入れ

H 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第

- 2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- I 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- J その他、各飲食店及び秋田県が適当と認めないもの

※上記の禁止行為、使用対象にならないものによる地域限定クーポンの使用が発覚すれば、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分が生じる場合があります。

※地域限定クーポンの使用できないものを独自に決める場合は、商品の陳列棚、店頭への掲示、その他の方法により、利用者が予め認識できるように明示してください。

2. 地域限定クーポン取扱店舗について

(1) 参加条件

「GoTo トラベル事業 地域共通クーポン」取扱店舗として登録されている事業者で、かつ、店舗の所在地が秋田県内で登録されている事業者。

(2) 地域限定クーポンの取扱いに係る取扱店舗の責務等

「GoTo トラベル事業 地域共通クーポン」取扱店舗の責務等に準ずる。

(3) 感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等

「GoTo トラベル事業 地域共通クーポン」取扱店舗の責務等に準ずる。

(4) 登録申請から登録まで

① 登録申請

取扱店舗となることを希望する者は、「GoTo トラベル事業 地域共通クーポン」取扱店舗としての登録を受けた上で以下の方法で申請すること。

1) 公式ホームページから申請書をダウンロード：<https://aki-wari.com/business/>

2) FAX で申請：FAX 018-824-6350（「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン事務局）

※申請書が別途必要な場合には、事務局あてに連絡すること。

※登録申請は、法人単位で行うことが可能であり、複数の店舗を持つ事業者は、対象となる店舗についてとりまとめて申請を行うことも可能である。

※フランチャイズ店については、フランチャイズ本部を一事業者として、加盟店をとりまとめて登録申請を行うことができる。

※その他、商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて登録申請を行うことができる。この場合、申請書の「事業者番号」に登録を受ける全ての番号を記載すること。

※既に宿泊事業者として本事業の参加登録を行った者の運営する宿泊施設内に土産物店、飲食店等がある場合にあつては、これらの店舗を地域限定クーポン取扱店舗として登録することができる（宿泊事業者としての本事業の登録を行っていたとしても、別途地域限定クーポン取扱店舗としての登録が必要）。

② 申請期間

随時受付

※登録事業者には別途、取扱店舗用マニュアル、換金用伝票、販売用ツール（ポスターなど）一式を配送する予定（参加条件を満たさないこと等により登録が行われない場合を除く。）。

③ 登録

登録審査を経て、申請内容が参加条件を満たす場合には、取扱店舗として登録する。

④ 登録の取消し等

事務局は、必要に応じて取扱店舗（取扱店舗からの換金請求をとりまとめるフランチャイズ本部その他の者を含む。）から報告を求め、また、立入調査を行うことができる。

※事務局は、申請内容に虚偽等があった場合、取扱店舗が本取扱要領の規定に違反した場合、地域限定クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合、Go To Eat キャンペーン事業の対象となる飲食店にあっては同事業の登録を取り消された場合及び取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合においては、取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表することができる。

※登録が取消された場合には、以後、地域限定クーポンの取扱いを行うことができず、直ちに、取扱店舗に掲示している地域限定クーポンのポスターを取り外し、地域共通クーポンに関する配布物一式を事務局へ返還するものとする。

⑤ その他留意事項

- 1)取扱店舗の情報（名称、所在地、電話番号、業種等）は「地域限定クーポン取扱店舗一覧」として、「旅して応援！」秋田県民割キャンペーン専用ウェブサイトに掲載する。
- 2)地域限定クーポンの取扱い、換金の方法などの詳細については、取扱店舗用マニュアルを参照すること。
- 3)本取扱要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録の取消しを行う。そのために処理経費等が生じた際は処理経費を請求する場合がある。
- 4)本取扱要領に定めのない事項に関しては、秋田県・事務局がその都度対応を決定する。
- 5)本事業用にデザインされた「地域限定クーポン」の肖像使用を含む広告知物の作成については事前に事務局の承認が必要となる。
- 6)取扱店舗は、取扱店舗としての地位を第三者に譲渡できない。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できない。
- 7)取扱店舗は、事務局が事前に承認した場合を除き、本取扱要領記載の業務の全部又は一部を第三者に委託できない。業務委託を承認した場合でも取扱店舗は本取扱要領に定める義務及び責任について免れない。
- 8)取扱店舗は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消しを希望する場合は、事務局に届け出ること。
- 9)新型コロナウイルス感染症の状況、政府全体の方針等により、本取扱要領の内容が変更される場合がある。

(5) 地域限定クーポンの精算

商品の販売又はサービスの提供などの取引において紙クーポンを受け取った取扱店舗は、事務局に対し、換金を請求することができ、その方法については以下による。

- 1)取扱店舗は、事務局が配布する専用封筒に、換金用伝票及び受け取った紙クーポンの本券部分（取扱店舗控は切り離して取扱店舗で保管）を同封し、指定の場所へ発送すること。郵送費用は事務局が負担する。換金は、紙クーポンの額面に相当する金額を登録された口座に振り込むことにより行う。振込手数料は事務局が負担する。
- 2)換金請求は、事務局が指定する以下3回の締め日までに送付すること（必着）。

換金精算（締め日）	
令和3年5月7日（金）	精算締め日1回目
令和3年5月31日（月）	精算締め日2回目
令和3年6月15日（火）	精算締め日3回目
令和3年6月30日（水）	精算締め日4回目
令和3年7月12日（月）	精算締め日5回目
令和3年7月30日（金）	精算締め日6回目
令和3年8月12日（木）	精算締め日7回目
令和3年8月31日（火）	精算締め日8回目
令和3年9月13日（月）	精算締め日9回目
令和3年9月30日（木）	精算締め日10回目
令和3年10月12日（火）	精算締め日11回目
令和3年10月29日（金）	精算締め日12回目
令和3年11月15日（月）	精算締め日13回目
令和3年11月30日（火）	精算締め日14回目
令和3年12月10日（金）	精算締め日15回目
令和3年12月28日（火）	精算締め日16回目
令和4年1月17日（月）	精算締め日17回目（最終）

※期日を過ぎてからの受付には一切応じられないため、必ず期日までに換金請求をすること。

- 3)振込は、事務局が指定する締め日までに郵送された利用済紙クーポンについて、それぞれの締め日から1か月以内に行う（ただし、換金用伝票その他の書類に不備がある場合はこの限りでない）。
- 4)入金額に意義がある場合は、入金日から2週間以内に限って受け付ける。2週間を過ぎてからの意義申立ては原則として応じられない。
- 5)複数の店舗を持つ事業者は、当該複数店舗分をとりまとめて換金請求を行うことができる。

6)フランチャイズ店については、フランチャイズ本部を一事業者として、加盟店をとりまとめて換金請求を行うことができる。その他、商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて換金請求を行うことができる。

3. 問合せ先

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン事務局

TEL 0120-310-012 (平日・土日祝日 9:00~18:00)

〒010-0921 秋田市大町3-4-1 マニユライフプレイス秋田2F

附則

この要領は、令和3年4月12日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月18日から施行する。